

医療施設等における病者向け食品の利用実態等に関する調査結果

1. 背景と目的

超高齢社会の進展に鑑み、在宅療養における食生活支援への更なる寄与に向けて、特別用途食品制度の一層の活用方策を検討する必要がある。

一方、医療施設等においては、各種疾患の食事療法や治療効果を高めるなど栄養状態の維持・改善を目的に、病者向けの栄養素等を調整した加工食品が活用されている。こうした加工食品は、臨床栄養管理において重要な役割を果たしていると推測されるが、その利用実態については不明確な状況にある。

これを踏まえ、本事業では、特別用途食品制度の一層の活用を図る観点から、医療施設等における栄養素等を調整した加工食品の利用実態を調査した。

2. 事業内容と調査項目

公益社団法人 日本栄養士会の会員所属の医療施設等において利用されている栄養素等を調整した加工食品の利用実態調査（令和2年12月18日～令和3年1月25日）を行った。調査項目は、利用している製品、用途・適応疾患（対象者）等とした。

3. 結果

全国の430施設に調査を依頼したところ、253施設*から4,930件（49社、492品）の栄養素等を調整した加工食品の利用実態の回答が得られた。なお、利用している製品については、4類の食品グループに区分した。

*回答のあった260施設から、調査対象食品を使用していないと回答した5施設及び施設名の記載のない2施設を除いた施設数。

表1 調査対象となる食品

区分	調査対象となる食品
濃厚流動食品	いわゆる濃厚流動食品
ゼリー等食品	病者向けにエネルギー又は特定の栄養素の補給を目的とした 個体食品（ゼリー・プリン・ムース・粉末を含む）
飲料	病者向けにエネルギー又は特定の栄養素の補給を目的とした 飲料
その他の食品	その他（水分補給用など、上記区分の判断が付きにくいもの）
調査対象除外	医薬品、病者用組合せ食品、介護食、物性調整を目的とした食 品、調味料、アレルギー除去食品、トクホ、機能性表示食品

表2 食品グループ別 品目数と件数

	濃厚流動食品	ゼリー等食品	飲料	その他食品 ^{※1}	合計
品目数 ^{※2}	210(9)	217(9)	45(1)	20(5)	492(24)
件数 ^{※3}	2,354	1,926	556	94	4,930

※1 脱水症状の改善や水分補給を目的とした食品を主とする。

※2 括弧内の数は、特別用途食品の品目数である。なお、容量違いの製品ごとに1品目として計上しているため、特別用途食品の品目数は消費者庁の表示許可件数と異なる。

※3 「件数」は、回答のあった253施設で利用されている該当食品の延べの品目数である。

表3 食品グループ別 適応する疾患（対象者）の内訳

	適応する疾患（対象者）（上位5項目）	件数	%
濃厚流動食品	低栄養・低体重・フレイル・サルコペニア	923	39.2
	摂食・えん下障害	835	35.5
	脳血管疾患	524	22.3
	水様便（下痢）	444	18.9
	術前術後の栄養管理	410	17.4
ゼリー等食品	低栄養・低体重・フレイル・サルコペニア	1,064	55.2
	摂食・えん下障害	887	46.1
	慢性腎臓病	496	25.8
	消化器がん	292	15.2
	消化器以外のがん	282	14.6
飲料	低栄養・低体重・フレイル・サルコペニア	323	58.1
	慢性腎臓病	116	20.9
	摂食・えん下障害	115	20.7
	消化器がん	109	19.6
	術前術後の栄養管理	102	18.3

表4 食品グループ別 適応する用途の内訳

	用途（上位5項目）	件数	%
濃厚流動食品	総合的な栄養補給	1,774	75.4
	エネルギー補給	1,015	43.1
	たんぱく質補給	710	30.2
	微量栄養素補給	408	17.3
	脂質補給	337	14.3
ゼリー等食品	エネルギー補給	1,035	53.7
	たんぱく質補給	622	32.3
	微量栄養素補給	497	25.8
	総合的な栄養補給	454	23.6
	たんぱく質制限	321	16.7
飲料	エネルギー補給	272	48.9
	微量栄養素補給	234	42.1
	たんぱく質補給	194	34.9
	総合的な栄養補給	193	34.7
	たんぱく質制限	72	12.9

4. まとめ

医療施設等において利用されている栄養素等を調整した加工食品の主な類型は濃厚流動食、ゼリー等食品、飲料であった。

濃厚流動食品は、低栄養等の十分な栄養補給が必要な者や摂食・えん下障害者等を対象者とし総合的栄養補給を主な目的に利用されていた。一方、ゼリー等食品や飲料は、低栄養等の十分な栄養補給が必要な者を主な対象者とし、エネルギー補給を主な目的に利用されていた。

特別用途食品には、低栄養等の十分な栄養補給や摂食・えん下障害を対象とした製品として総合栄養食品やえん下困難者用食品があるが、当該調査において特別用途食品以外の製品が多くの品目で利用されていたことが分かった。

超高齢化社会がより進展する中であって、在宅療養では医師・管理栄養士等の専門職だけでなく、消費者自身が直接製品を選択する機会が増えることも想定される。こうしたことも踏まえると、特別用途食品制度の一層の活用が望まれる。

番号	都道府県	施設数	回答数	回答率(%)
1	北海道	0	0	0.0
2	青森県	5	4	80.0
3	岩手県	9	3	33.3
4	宮城県	0	0	0.0
5	秋田県	6	4	66.7
6	山形県	10	8	80.0
7	福島県	13	2	15.4
8	茨城県	4	3	75.0
9	栃木県	0	0	0.0
10	群馬県	12	7	58.3
11	埼玉県	0	0	0.0
12	千葉県	3	1	33.3
13	東京都	12	6	50.0
14	神奈川県	19	9	47.4
15	新潟県	3	2	66.7
16	富山県	22	14	63.6
17	石川県	43	30	69.8
18	福井県	5	3	60.0
19	山梨県	0	0	0.0
20	長野県	4	3	75.0
21	岐阜県	14	8	57.1
22	静岡県	17	12	70.6
23	愛知県	15	7	46.7
24	三重県	8	6	75.0
25	滋賀県	13	5	38.5
26	京都府	0	0	0.0
27	大阪府	6	4	66.7
28	兵庫県	0	0	0.0
29	奈良県	0	0	0.0
30	和歌山県	0	0	0.0
31	鳥取県	0	0	0.0
32	島根県	0	0	0.0
33	岡山県	0	0	0.0
34	広島県	15	12	80.0
35	山口県	25	12	48.0
36	徳島県	10	7	70.0
37	香川県	17	7	41.2
38	愛媛県	0	0	0.0
39	高知県	11	8	72.7
40	福岡県	15	13	86.7
41	佐賀県	16	7	43.8
42	長崎県	7	7	100.0
43	熊本県	20	15	75.0
44	大分県	26	10	38.5
45	宮崎県	16	14	87.5
46	鹿児島県	4	2	50.0
47	沖縄県	5	5	100.0
	全体	430	260	60.5